

社会的配慮による無料配布措置等の対応について

単純従量制による有料化は、1枚目から手数料が課せられるため紙おむつ使用世帯（減量努力が困難な世帯）や社会的弱者（生活に困窮している世帯）等に対し、必要以上の経済的負担の増加が予想される。また、自治会等のボランティア清掃などの慈善活動を縮小させてしまう可能性もある。

このため、本市にあっても有料化の導入に伴い、その必要性や対象とすべき範囲等について検討する必要があると考え、主なごみ袋の料金を50円前後としている自治体を中心に有料ごみ袋の無料配布措置等（減免制度）について調査をおこなった。

29自治体から回答があり、結果は以下のとおりであった。

1. 紙おむつの使用者いる世帯

【無料配布を行っている自治体】 17自治体（59%）

- ①乳幼児のいる世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17自治体
- ②高齢者のいる世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13自治体
- ③身体障害者手帳交付者世帯・・・・・・・・・・・・・・・・ 13自治体
- ④その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6自治体

（介護を必要とする世帯、すべての紙おむつ使用のいる世帯等）

【主な考え方】

- ・紙おむつ使用者はごみの減量を図ることが困難なため
- ・社会的弱者の経済的負担の軽減のため
- ・福祉サービスの増進のため
- ・子育て支援の観点から（少子化対策）

【無料配布を行っていない自治体】 12自治体（41%）

【主な考え方】

- ・全市民にごみの減量化に取り組んでもらうため（負担の公平性）
- ・救済措置は福祉施策の中で取り組むべきである

【まとめ】

- ・アンケート回答自治体の約60%が紙おむつ使用者のいる世帯（乳幼児のいる世帯）に対し、無料配布を行っている。
- ・主な考え方は、「紙おむつ使用者のいる世帯は、通常の家と比べてごみの減量が困難であり経済的な負担を軽減するため」実施しているものである。
- ・無料配布の実施については、ごみ減量努力の困難性（ごみの減量努力にも限界があること）を踏まえ、一定の配慮が必要と考える。

2. 社会的弱者等

【無料配布を行っている自治体】 9自治体（31%）

- ①生活保護受給世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9自治体
- ②身体障害者手帳交付者世帯・・・・・・・・・・・・・・・・ 4自治体
- ③療育手帳交付者世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4自治体
- ④精神障害者手帳交付者世帯・・・・・・・・・・・・・・・・ 4自治体
- ⑤（特別）児童扶養手当受給世帯・・・・・・・・・・・・ 4自治体
- ⑥その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4自治体

（遺族年金受給者、住民税非課税世帯、特別障害者手当受給者世帯等）

【主な考え方】

- ・社会的弱者の経済的負担の軽減のため
- ・福祉サービスの増進のため

【無料配布を行っていない自治体】 20自治体（69%）

【主な考え方】

- ・他の施策で生活費支援を行っているため
- ・全市民にごみの減量化に取り組んでもらうため（負担の公平性）
- ・救済措置は福祉施策の中で取り組むべきである
- ・人的環境を減免の対象とすることは望ましくない

【まとめ】

- ・アンケート回答自治体の約30%が生活保護世帯に対して無料配布を行っていた。
- ・主に「生活困窮者の経済的負担の軽減」の観点から実施されている。
- ・無料配布を行っていない自治体には「他の福祉施策で支援を行っている」との意見があった。
- ・無料配布の実施については、それぞれの対象世帯（者）における経済的状況や他の福祉施策の実施状況を踏まえ、慎重な検討が必要とされる。

3. ボランティア清掃の取扱い（公共施設等を対象とする）

【無料配布を行っている自治体】 26自治体（90%）

【主な考え方】

- ・道路・公園等のボランティア清掃に対して、費用負担を求めるべきではない
- ・環境美化の保護
- ・地区内清掃の促進に寄与するため

【無料配布を行っていない自治体（および無回答）】 3自治体（10%）

【まとめ】

- ・アンケート回答自治体の約90%がボランティア清掃を減免対象としている。
- ・ボランティア清掃の減免の可否については、その公共性、環境美化の推進、他市の実施状況等を踏まえ、本市においても地域の自主的な活動の妨げとならないよう配慮が望まれる。
- ・減免措置を講じている自治体には、専用袋を作成しているところもあり、減免対象とする場合には、併せて一般の家庭ごみとの区別を明確にする工夫が必要とされる。

4. 剪定枝・落ち葉の取扱い

【減免対象としている自治体】 5自治体（17%）

- ①剪定枝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5自治体
- ②落ち葉・・ 2自治体

【主な考え方】

- ・緑化推進のため
- ・近隣自治体との兼ね合い
- ・堆肥化などの自家処理が困難なため

【減免対象としていない自治体（および無回答）】 24自治体（83%）

【主な考え方】

- ・可燃性ごみの一部として特に分け隔てする必要なし
- ・各家庭の住環境の違いを考慮しない

【まとめ】

- ・アンケート回答自治体の約17%の自治体が減免措置を講じていた。
- ・有料化後、市民の反対があったため減免対象とした自治体があった。
- ・減免措置を講じる場合の問題点として、「剪定業者からの排出と一般家庭からの排出の区別がつきにくい」、「一度に大量に排出される」との意見もあった。
- ・減免措置を講じない場合の問題点として、野焼きが増加し、近隣住民から煙やにおいの苦情が増加することが懸念される。
- ・個々の住環境の違いを無料配布の要素とすることは、ごみ処理費用の負担の公平性の確保を目的とする単純従量制の制度に馴染まないと考える。
- ・現在、剪定枝については指定袋に入れて排出する必要がない（長さ50cm以下、直径5cm以下にして紐でくくって排出する方法をとっている）ため、排出方法の検討が必要とされる。

5. 火災や風水害の罹災者

火災等に伴う災害ごみについては、「草津市火災に伴う廃棄物処分に係る手数料免除に関する要綱」に基づき、以前から手数料を免除している。また、これらごみについては、指定場所に直接搬入を行うように指導しており、指定袋を使用する必要がない。

このことから、災害ごみについては、指定袋を使用する必要がないため、無料配布の必要はないと考える。